



# 埼玉県報

第 81 号  
令和 2 年(2020 年)  
2 月 18 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 埼玉県総務事務システム運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示(総務事務センター)
- 測量法に基づく基本測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく区域の変更(都市計画課)
- 一般国道 254 号の供用の開始(東松山県土整備事務所)
- 一般国道 254 号の道路の占用を制限する区域の指定(東松山県土整備事務所)
- 県道上伊草坂戸線の区域の変更(飯能県土整備事務所)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定(川越建築安全センター)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定(川越建築安全センター)

# 告 示

## 埼玉県告示第百十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年二月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県総務事務システム運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部総務事務センター総務事務システム第一担当 埼玉県さいたま市  
浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年12月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士電機株式会社 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号
- 5 契約金額  
157,080,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1  
項第2号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第百十五号

令和元年埼玉県告示第六十三号で公示した基本測量は、令和二年一月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第百十六号

令和元年埼玉県告示第四百四十四号で公示した公共測量は、令和二年二月四日終了した旨測量計画機関である入間市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第百十七号

令和元年埼玉県告示第七十七号で公示した公共測量は、令和二年二月六日終了した旨測量計画機関である所沢市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第百十八号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

川越市

### 二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

### 三 作業地域

川越市南田島地内

### 四 作業期間

令和二年二月十日から令和二年三月十三日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第百十九号

測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県秩父県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

### 三 作業地域

一級河川横瀬川外（秩父郡横瀬町大字横瀬地内外）

### 四 作業期間

令和二年二月五日から令和二年六月三十日まで

# 告示

## 埼玉県告示第百二十号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第六十一号）第四条第四項の規定により、指定した土地の区域を変更したので、次のとおり告示する。

変更後の土地の区域は、令和二年四月一日から適用する。

なお、変更した土地の区域を示す図面は、当該市町村の区域を所管する建築安全センター及び当該市町村の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく開発行為等の規制に係る事務を担当する課において縦覧に供する。

令和二年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 変更した土地の区域

市町村	土地の区域
越生町	大字越生の一部、大字上野の一部、大字如意の一部、大字西和田の一部、大字大谷の一部、大字古池の一部、大字成瀬の一部、大字津久根の一部
鳩山町	大字熊井の一部、大字高野倉の一部

### 二 変更年月日

令和二年二月五日

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年二月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年二月十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道二百五十四号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>東松山市大字新郷二八九番一地 先から同市大字新郷三八六番三 地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和二年二月十八日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和元年八月九日付け埼玉 県東松山県土整備事務所長 告示第五号で告示した道路 予定区域の供用開始であ る。延長三三・〇〇メー トル</p>

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和二年二月十八日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年二月十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道二百五十四号 東松山市大字新郷二八九番一地先から同市大字新

郷三八六番三地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和二年二月十九日

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年二月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年二月十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上伊草坂戸線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
坂戸市大字横沼字前原方二二四番 一地先から同市大字青木字番匠五 九三番六地先まで		区 間
一 二 ・ 二 三 〜 四 六 ・ 六 一	一 二 ・ 二 三 〜 一 三 ・ 六 五	敷地の幅員 (メートル)
二 二 六 ・ 五 〇		延 長 (メートル)
首都圏中央連絡自動車道整備に係 る移管		備 考

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和二年二月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

指定番号	第一〇四号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和二年二月十八日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県坂戸市大字片柳字宮ノ前千八百八番一  一部、千八百八番一の先、千八百八番二の  一部、千八百十九番の一部、千八百十九番の  先</p> <p>埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百六十五  番の一部、千六百六十六番の一部、千六百六  十九番一の一部、千六百七十一番の一部、千  六百七十二番一の一部、千六百七十二番二の  一部、千六百七十二番三の一部、千六百七十  二番三の先、千六百七十二番四の一部、千六  百七十二番四の先、埼玉県坂戸市大字片柳字  蔵敷千六百七十五番一の一部、千六百七十五  番三の一部、千六百七十五番三の先、千六百  七十九番の一部</p> <p>埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百七十番  一の一部、千六百七十二番二の一部</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>二十九・六〇</p> <p>八十九・二五</p> <p>六・四九</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p>

			<p>埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百三十八番の一部、千六百三十八番の先、千六百六十五番の一部、千六百六十五番の先、千六百六十六番の一部</p> <p>埼玉県坂戸市大字片柳字勇福寺千五百八十二番の一部、千五百八十二番の先、埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百五十一番の一部、千六百五十四番の一部、千六百五十四番二の一部、千六百五十五番の一部、千六百五十六番一の一部、千六百五十八番十の一部、千六百五十八番一の一部、千六百五十八番七の一部、千六百五十八番八の一部、千六百五十八番二の一部、千六百五十八番十一の一部、千六百五十九番二の一部、千六百五十九番一の一部、千六百五十九番三の一部、千六百五十九番四の一部、千六百五十九番四の先、千六百六十番十六の一部、千六百六十番十六の先、千六百六十番一の一部、千六百六十番一の先</p>	<p>三十八・八〇</p> <p>百三・九〇</p>	<p>六・〇</p> <p>六・〇</p>
--	--	--	--	----------------------------	-----------------------

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和二年二月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

指定番号	第一〇三号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和二年二月十八日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県坂戸市大字石井字北谷頭二千八百七十四番一の一部、二千八百七十四番六十六の一部、二千八百七十四番八十八の一部</p> <p>埼玉県坂戸市大字石井字北谷頭二千八百七十四番三の一部、二千八百七十四番四十四の一部、二千八百七十四番六十六の一部、二千八百七十四番八十八の一部</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>十五・〇〇</p> <p>四十四・〇二</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>四・〇</p> <p>四・〇</p>